

医療機関の消費税の会計処理について

平成15年度の税制改正で消費税の納税基準が課税売上高3,000万円から1,000万円に引き下げられてからは、多くの医療機関が消費税の納税義務者になりました。

消費税の会計処理には税込方式と税抜方式がありますが、会計処理は納税義務者が自由に選択することが出来ます。今まで、他の会計事務所から移ってきた医療機関の税務申告書をいろいろ見ましたが、ほとんどの医療機関の消費税は税込方式を選択していることに気がつきました。

申告を行った税理士に直接確認したことがないので、真意は判りかねますが、多分医療機関の多くは簡易課税を選択しており、税込方式であれば、売上の課・非についてのみ判定すれば良く、経費の判定やその他税務上の処理の手間が省けるからという理由ではないかと思えます。

もちろん税込方式も正しい会計処理であることに間違いはありませんが、消費税の会計処理の仕方により納税額が減るケースがあることをご存知でしょうか。

消費税の納税額自体は税込方式を選択しようが、税抜方式を選択しようが納税額は同じです。ただし、法人税や所得税や地方税は、消費税の経理処理により納税額が変わるケースが多いようです。下記に税込方式と税抜方式の経理処理による利益の違いを記載しました。(注：違いが判るように取引を一部簡略にして記載しております。)

	税込方式	税抜方式
年間の自費診療額 2,100万円(税込)計上	自費収入 2,100万円	自費収入 2,000万円 仮受消費税 100万円
年間の薬品・検査料 525万円 (税込)計上	仕入・検査 525万円	仕入・検査 500万円 仮払消費税 25万円
医療機器として 840万円(税込) を購入した。	医療機器 840万円	医療機器 800万円 仮払消費税 40万円
納付する消費税額	課税売上に対する消費税 $\times 5 / 105 = 100$ 万円 課税仕入高に対する消費税 (+) $\times 5 / 105 = 65$ 万円 納税額 100万円 - 65万円 = 35万円	課税売上に対する消費税 = 100万円 課税仕入高に対する消費税 = 65万円 納税額 100万円 - 65万円 = 35万円
資産計上した医療機器の減価 償却費(償却率5年・定率法採 用)	$840 \text{万円} \times 0.500 \times 12 / 12$ = 420万円	$800 \text{万円} \times 0.500 \times 12 / 12$ = 400万円
課税所得金額	自費収入 2,100万円 仕入・検査 525万円 減価償却費 420万円 租税公課 35万円 課税所得 1,120万円	自費収入 2,000万円 仕入・検査 500万円 減価償却費 400万円 課税所得 1,100万円

上記の表で記載のとおり税抜方式を採用すると20万円課税所得が少なくなります。法人の場合には税率30%を掛けて頂きますと、法人税が6万円少なくなります。

税抜方式を採用すると課税所得が少なくなる理由として減価償却資産の計上金額にあります。

税込方式の場合は消費税を含めた金額を減価償却資産として計上しますので、減価償却資産の耐用年数にわたって消費税が費用化されていくのに対して、税抜方式は購入した年度で消費税が費用化される為です。従って、一事業年度に多額の資産を購入した場合には納税額に大きな影響を及ぼすこととなります。

最後に消費税の経理処理によるメリットを下記にあげてみました。これを見て頂きますと、ほとんどのケースで、税抜方式を採用した方が有利であることがお判りになると思います。また、「中小企業の会計に関する指針」や「病院会計準則」でも消費税は、税抜方式を原則としています。

まずはご自分のところの申告書を取り出して税込方式を採用している場合には、担当税理士に税込方式を採用している理由を一度確認されてみてはいかがでしょうか。特に理由がない場合は税抜方式に変更されることをお勧めします。

【税抜方式のメリット】

交際費の損金算入額が増える

現在は資本金が1億円以下の法人は600万円まで損金算入が認められています。

税込方式の場合は600万円(税込)までの枠が認められていますが、税抜方式の場合は630万円(税込)までの枠が認められています。損金算入限度額が30万円多くなります。

少額減価償却資産の損金算入限度額が増える

平成22年3月31日までに購入した取得価額が30万円未満の固定資産については、年間300万円以下まで損金算入が認められていますが、この枠が税込方式では300万円に対して、税抜方式は315万円になり、損金算入の枠が消費税分の15万円広がります。取得価額は計上した金額が基準になるので、税込方式は30万円に対して、税抜方式は31.5万円で購入する為です。

償却資産税が少なくなる

土地・建物以外の事業用資産を所有している事業者には課される地方税です。

それぞれの事業用資産の評価額を決定し、評価額が150万円を超える場合にはその超える金額に1.4%の税率を掛けます。この評価額を決定する際の取得価額も税込方式の場合は税込金額で、税抜方式の場合は税抜金額で算定しますので、税抜方式を選択した方が評価額が低くなります。

【税込方式のメリット】

特別償却・特別控除の最低基準を満たす可能性がある

固定資産を購入し、一定の基準を満たした場合に特別償却や特別控除を受けることが出来る制度があります。この場合は100万円以上という要件がありますので、税抜方式にすると要件を満たさない固定資産も税込方式では満たす場合があり、税制上の優遇措置を受けることが出来る場合があります。